

2025年1月28日（火） 17:45
愛知県特定家畜伝染病防疫部会
農業水産局畜産課家畜防疫対策室
家畜衛生グループ
担当 草野、吉岡
内線 3708、3724
ダイヤル 052-954-6425

愛知県における高病原性鳥インフルエンザ (11例目)に係る防疫措置の完了について

2025年1月19日（日）に阿久比町のうずら農場で確認された高病原性鳥インフルエンザについては、下記のとおり防疫措置が完了しましたのでお知らせします。

なお、本県で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置完了は、今回が初めてとなります。

記

1 防疫措置完了日時

1月28日（火）午後3時

※ うずらの埋却処理、汚染物品の処理、家きん舎等の消毒が終了したため完了

2 防疫措置状況

殺処分		殺処分羽数	埋却処理
開始日時	終了日時		
1月19日（日） 午前10時00分	1月22日（水） 正午	254, 100羽	379袋※

※ 単位数：フレコンバック 約300kg/袋

3 今後の予定

(1) 1例目から12例目のすべての防疫措置完了後、10日が経過した後に移動制限区域内（3km 圏内の区域）の農場に対する清浄性確認検査及び搬出制限区域内（3～10km 圏内の区域）の農場に対する搬出制限解除検査を実施し、全ての農場で陰性が確認された場合、搬出制限区域を解除。

(2) すべての防疫措置完了後、21日が経過した後に移動制限区域を解除。

(3) すべての防疫措置完了後、28日が経過した後に、監視強化区域（移動制限及び搬出制限を解除した後の10km 圏内の区域で、生きた家きん、卵等について、持ち出し制限はないが、監視を強化する区域）内の農場に対する監視強化区域解除検査を実施し、全ての農場で陰性が確認された場合、監視強化区域を解除。

(4) 今後の防疫措置完了のお知らせは、県畜産課 Web ページの「防疫措置状況」でお知らせします。

※ (1)、(2)、(3) とともに国と協議の上、解除します。